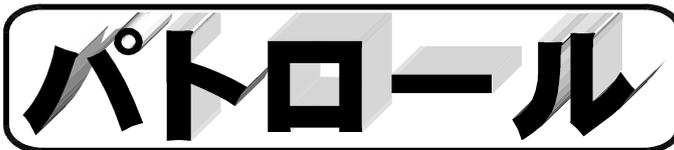


令和7年
4月発行

所在地 だ よ り



茂木警察署
63-0110

春の交通安全県民総ぐるみ運動

1 期間

令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間

2 重点推進事項

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車指導啓発重点地区・路線

重点地区・路線は、自転車の通行量・自転車関連の交通事故発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて選定しています。

各警察署が選定している地区や路線は、県警ホームページでご確認ください。



【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

【統一行動日】

- | | |
|----------|-------------------------|
| 4月 8日（火） | 「自転車マナーアップ」強化の日 |
| 4月10日（木） | 交通事故死ゼロを目指す日（全国統一） |
| 4月11日（金） | 「飲酒運転根絶」強化の日 |
| 4月13日（日） | 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日 |

